

## 観光交流推進特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年12月8日(木曜日)  
午前9時30分～午前10時45分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 下井克己 委員長 萬代泰生 副委員長  
徳並伍朗 委員 山本昌二 委員  
河本芳久 委員 岩本明央 委員  
山中佳子 委員 高木法生 委員  
岡山 隆 委員 馬屋原眞一 委員  
秋山哲朗 議長 布施文子 副議長
4. 欠席委員 村上健二 委員
5. 出席した事務局職員  
重村暢之 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局主査  
岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名  
林 繁美 副市長 福田和司 総合観光部長  
大野義昭 総合観光部観光総務課長 綿谷敦朗 総合観光部観光振興課長  
田辺 剛 総合政策部長 篠田洋司 総合政策部次長  
末岡竜夫 総合政策部地域情報課長 古屋壮之 総合政策部ソオパーク推進室長  
伊藤康文 建設経済部長 前野兼治 建設経済部建設課長

午前9時30分開会

委員長（下井克己君） おはようございます。只今より観光交流推進特別委員会を開催いたします。まず村上委員は欠席の通知が入っておりますので、お知らせいたします。副市長さん何かご報告等ございましたら。

副市長（林 繁美君） ありません。よろしく申し上げます。

委員長（下井克己君） 議長さんよろしいですか。

議長（秋山哲朗君） 特にありません。

委員長（下井克己君） それでは早速開催いたします。前回の委員会で委員より、法的な手段でどういう対応ができるのかということを目標に弁護士さんと協議をされてという意見が出まして、執行部のほうとしても行政として何ができるのか、どういった方法でできるのか、法的な専門家に相談する必要があると思います。その後委員会に報告させていただきますとの答弁がありました。それに対しまして、今回の皆様のお手元に資料が出てるとは思いますが、この説明をお願いしたいと思えます。はい、福田総合観光部長。

総合観光部長（福田和司君） それでは机上に配しております資料に基づきまして、説明をさせていただきます。秋吉台及びその周辺に点在します廃屋に対する市の関与の範囲及び撤去を行うための方策について、法的な部分も含めまして市の見解をお示しさせていただいております。大きくありますのが、現在において市がどの範囲まで関与できるのかということが1点。市として景観上、防犯上の問題から廃屋の撤去を行うことが必要と考えているが、その場合に市がどのような法的手段によって具体的に対応できるかという大きな2点でございます。

まず1点目の市がどの範囲まで関与できるかということで、具体的に申しますとでございますが、観光客の安全面や防犯上の問題から、定期的なパトロールを要望する市民からの声があるが、立ち入り点検を行うことが困難であると市としては現状考えておりまして、市が行える行為の範囲についていかがかという点でございます。（1）でございますが、市道につきましても、当然のことながら市の管理責任が及びますので、市として市道に危険が及ばないか確認を定期的にする責任があるということが一般的に考えられます。また危険が及ぶようであれば、応急措置等の対応を取る必要があるということは、道路法に基づいて示されているところでございます。しかしながら、建物内への定期的なパトロールは、民間所有の建物への立ち入りでございまして、市自体がいかなる権限に基づいて立ち入るかを検討する必要がございまして、余程の必要性・合理性がなければ、市であったとしても、民

間の敷地内に入ることについて不法侵入になりかねないということになっておりまして、現実的には非常に建物内に市が入ることが難しいという見解でございます。しかしながら、(3)でございますが、観光客が建物に立ち入ることは危険であるので、立ち入らないように促す看板を建てたり、ロープを張るなどの事実上の措置をとることが必要でありますし、しなければならぬ。また不特定な第三者が建物に立ち入るなどの防犯上の問題への対策につきましては、その都度警察に報告するなどし、重点見回り地域にしてもらうなどの働きかけを、市として行うべきであろうということでございます。

次に老朽化した家屋からの落下物によりまして、観光客の負傷等に対する市の責任についての管理でございますが、(1)でございます。老朽化した家屋からの落下物によって、市道の歩行者あるいは走行車両に損傷を与えた場合には、市は市道の管理責任があるとして、不作為責任、国家賠償責任が問われる恐れがあるということで、アとイにそれぞれ判例がございますが、これは国におきまして、アのほうにつきましては、道路上に故障車両が止まっていた事例でございますが、イにつきましては狐が高速道路内に通ったことによって事故が生じた場合の事例でございます。これらの判決は国道や高速道路についての事例でございますが、必ずしも市道の場合にそのまま用いられる判例ではありませんが、国家賠償責任の適応条文や考え方は、市道においても同様に参考すべきであろうと。このようなことから今回のように市道における危険性がある程度把握している場合には、市に賠償責任が結果として発生しないように、事故を未然に防ぐ措置、先程申しました危険を示す立て看板なり応急的なロープの設置、または市道を管理という面でのパトロールを定期的に点検を必要と考えております。

次に上記の判例を含めまして、現状での市としての管理責任の範囲についてでございますが、重複するようになりますが、落下物が複数回、仮にあったなど危険が具体的に発現した後に、実際に落下物によって市道の歩行者あるいは走行車両に損傷を与えた場合につきましては、市として管理責任を問われかねないことから、市として市道に関する要綱等の遵守を当然のことながら、更なる安全対策を考えていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、2でございますが、市としては、景観上、防犯上の問題から廃屋の撤去を行うことが必要と考えているが、その場合に市がどのような法的手段により具体的に対応できるかということでございます。これにつきましては、対象物件廃屋は、今回検討を進めております廃屋につきましては、破産会社の所有であり、かつ

土地は第三者の所有であるという特徴がございます。地主自らが明け渡しを求めない場合、市として、土地を地主である第三者から有償で買い取るか、無償で譲渡を受けて土地所有者となり、建物所有者を相手に所有権に基づく建物収去土地明け渡しの裁判を行う必要がございます。但し、建物所有者は破産会社であるので、裁判をするために相手方に特別代理人を立てる必要がございます。会社が破産手続きを開始した場合、原則として会社の財産は破産管財人の管理下に移り、全て破産管財人によって換価処分され債権者に配分されることとなります。しかしながら、今回のケースのように換価見込みのないものは破産財産人が放棄をしまして、会社の管理下に戻ることであります。なお破産会社は破産手続開始決定と同時に解散をしておりまして、破産終結または破産廃止によって、事実上精算を結了したものとしまして、法人格を喪失するとされているが、その場合でも会社に財産が残っている限りは、その精算の範囲内、残っている財産の範囲内において法人格が保有するとされております。しかしながら、破産手続開始決定によって解散した会社は、取締役等の全員が破産手続開始による委託契約の終了によって、その地位を失っておりますので、そのままでは会社を代表する者が不在であるため、現状代表者がいない状況でありますので、破産会社を相手に処分を求めることができません。従いまして、建物収去土地明け渡し請求といった処分を求める裁判をおこなうためには、別途、破産会社の代表者と同様の権限を有する特別代理人を裁判所に選任をしてもらう必要がございます。なお特別代理人の費用は、市が負担することとなりますし、建物収去土地明け渡しを求める判決に勝訴したとしても、相手方に当然資力がない訳でございますので、強制執行での建物撤去等費用は市が全額を負担せざるを得ないという状況でございます。以上ペーパーにおいて、市の見解を説明させていただきました。以上でございます。

委員長（下井克己君） はい、ありがとうございます。今、説明を受けたわけなんですけど、今読まれただけですぐというわけにはいかないかも知れませんが、何かご質問等ございませんでしょうか。難しいとは思いますが、はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 今の説明を聞きますと、秋吉台、また広谷地区における廃屋、その現状は市は何ら対処することができにくいと、法的に。そうするとやはり多くの観光客が来られても良いイメージは持たれない。それを何時までも放置しておく危険性も及ぶ。そして危険物が落下して何らかの人的、物的な損傷ができると、起こると、世間も、またマスコミもニュースする。そういうのを市としてただ成り行きに任せておいて良いのかどうか、一歩でも前進する方法を検討する、そう

いった考えは現段階はないんですか。我々も努力しなくちゃなりません。

委員長（下井克己君） はい、福田総合観光部長。

総合観光部長（福田和司君） 只今河本委員さんのご質問がありましたとおり、景観上の問題というのは、確かにあると思います。観光客の皆さんに快適な観光地としての提供という意味では同じように支障があるというのは十分認識はしております。しかしながら片方の中で、法的な部分で、やはり行政がどこまでは入れるかと、先程説明いたしましたような諸問題ございまして、現状といたしましては、今後の利活用も含めて、こういった方向性が良いのかということのを今現状もっていません。これはやはり民地という部分も含めまして、こういった形が良いのかというのは、なかなかすぐにこういった方向性でいくよということは言いづらい面がありまして、ただ安全上の問題がありますので、そういったものについては、今までも定期的に現状を見回ったり、私も含めて職員やっておりますが、市道という観点から建設部のほうの管轄でもありますので、その辺も含めまして、安全面のこれまで以上の確保というのは当然進めて参りたいというふうに考えております。それと廃屋の取扱につきまして、いろいろな廃屋がございまして、当面商店街の一角部分についても、商店街の皆様、土地所有者の皆様ともこういった方向が良いのかということのを今後協議を重ねて行きながら、結論を出していけると良いというふうに思っておりますが、今すぐに右から左になかなか解決する問題ではないということは重々わかっておりますので、十分に地元の方とも協議をさせていただいて、より良い方向を模索して参りたいというのがお答えになるかどうか分かりませんが、現状のうちとしての考えでございます。以上です。

委員長（下井克己君） はい、よろしいですか。ほかにございせんか。はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） 法律のことはよくわからんのじゃけど、地主さんは過去数年、数十年にわたって土地を貸して、利益を、利益というか、お金にしているということから含めたら、地主さんにも、市は市道の関係で責任ということもあるかも知れませんが、地主さんにもそういう責任というのは全くないんかねあるんかね。その点がようわからんのやけど。

委員長（下井克己君） はい、福田部長。

総合観光部長（福田和司君） 先程資料の歩行者に対する市の責任の範囲ということでお話をさせてもらって、ペーパーにもお示ししておりましたように、ただ言われるように当然地主さん土地所有者についても市と同様に、その辺の、もしそうい

った問題が起きた場合に当然責任というのは土地所有者としての責任は発生はしませんので、そこら辺も含めて先程も言いました協議といいますか、その辺の理解も含めて、土地所有者の皆様ともお話の場をもっていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（下井克己君） 市と同様にあるということですよ。市と同様に責任はあるということですね。はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） これは秋吉台とかその周辺ということですけど、この美祢の435道路にも大きな高い建物があって、今廃屋になっておるし、あれも人がたくさんおると言うこともありますから、それも含めてちょっと良く検討されたいかがかなというふうに思っております。

委員長（下井克己君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 先般、倉敷の美観地区に参りまして、ここには景観法、景観条例、そういった条例整備によって、市も協力して空き店舗等の再整備をして、そして市民に貸し出すような努力をされていた。いわゆるそういう景観を損なうような看板とか今の廃屋、それに対する何らかの積極的な対応をやっているような観光地というか、そういった事例はほかにはないんですか。私この前は倉敷の美観地区に参りましたが、かなり意欲的な取り組みがなされてます。そういうところについて対応事例を検討されたことがありますか。

委員長（下井克己君） はい、綿谷観光振興課長。

総合観光部観光振興課長（綿谷敦朗君） 河本委員のご質問にお答えいたします。全国的には景観法に基づきまして、景観整備の条例を制定している自治体多数ございます。その中でも3箇所程度は景観整備条例の適応を受けまして、地元の方々の協力を得て、観光客が3倍に増えたとかいう事例もございます。ただ景観整備条例を制定したからといって、全てうまくいっているというような状況ではないということをお聞かせしております。以上でございます。

委員長（下井克己君） 河本委員よろしいですか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 私、懸念するのは、国定公園とか特別天然記念物、いわゆる文化財指定地域、こういったところにおける構造物というのはかなり規制が厳しい。しかし一旦この施設を作ってしまうと、今のような状態に廃屋になった時の法的な対処の仕方、これは法的にもそういった対処の仕方というのは整備されていないようにも思うんですが、その辺の解釈はどうですか。文化財保護法とか自然公園法、そういう現状変更に対してはかなり厳しい。一旦建ててしまうと、もうそのま

まにしておるのかどうか。

委員長（下井克己君） はい、福田部長。

総合観光部長（福田和司君） 只今のご質問でございますが、言われますように国定公園内の建屋の新たな建設なり改修なり、こういったものというのは法的な規制が厳しいものがございまして、一つの色を変えるとか看板をやり変えるだけでもかなりの規制があるというのは現状でございます。しかしながら、今回のケースの場合について、いわゆる今言われましたように廃屋について、そういった現状変更に対する厳しさはありますけど、法的にその辺がやはりなかなか言われるような状況にありまして、ペナルティ的なものも含めてそういった規制が、なかなか取れないということと、先程も言いましたように資力がない状況の中で、仮にそういったものが発生したとしても能力がない。その民地について、例えば強制的に費用を市が負担してもらうというような制度は現状ではございませんので、法的にも非常に難しいので、こういった事例が全国でいろいろと問題になってるという現状にあるという状況です。以上です。

委員長（下井克己君） はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） 先程ちょっと福田部長から説明がありましたが、商店街の会の皆さん方との中での空気とかご意見とか、実際にどの辺までどねすればいいかとかちゅうようなことの進捗状況ちゅうのは、その辺はおたくのほうで、観光部のほうでわかりますかね。その今の廃屋の土地の所有者なり、建物の所有権、地域の商店街の会の皆さん方との係わりといいますかね。

委員長（下井克己君） はい、福田総合観光部長。

総合観光部長（福田和司君） 過去に合併以前にそういった交渉を直接地主さんとされてるといふ経緯があるのはご存知かと思えます。現在、商店街も含めて、空き店舗の取扱について、若干の意見交換は定期的にほかの事業も含めてさせていただいておりますが、やはり個人の所有地ついて、商店街としてもものがどこまで言えるのかという部分がありまして、やはりそこら辺がやはり土地所有者の理解、こういったものを頂かないとなかなか前に進まないという状況がありますので、先程言いましたように粘り強く協議をしていくしかないのかなというふうな展開を現状では思っております。以上でございます。

委員長（下井克己君） ほかにございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 全国的にですね建物の収去土地明け渡しといった処分を求める裁判にあって、いずれにしても代理人の費用というのは市が負担したり、建物収

去土地明け渡しを求める裁判に勝っても、今あったように相手方の資力がないので、強制執行で建物撤去等の費用は市が負担せざるを得ないということで、この辺について全国的に数例か、確か勝訴したような形では何例かあるとは思いますが、いづれにしてもそれは市が全部費用を出して、そういった土地の購入とか建物の撤去とかいうのをやったかどうかその辺について何か掌握されてますかね。

委員長（下井克己君） はい、福田総合観光部長。

総合観光部長（福田和司君） そういった事例を把握してるかということなんですけど、把握はしておりません。ただ先程申しました法的な手続きによってですね、やることは可能だということですので、それ以外のやり方があればいいんですけど、そういったやり方でしか対応ができないという状況でありますので、なかなか先程も何度も言いますが、民地であるということはどういうふうにするのかということと、その市が取得する場合の有償も含めて必然性なり、今後の計画なり、こういったものの要請がなければ、なかなか市民の皆さんの理解が得られないというふうには十分認識しておりますので、そこら辺とのかみ合いも含めて検討させていただきたいということでございます。

委員長（下井克己君） よろしいですか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） それでですね、今特に安全面とそして土地、建物の安全性が非常にちょっと厳しいところとか、景観に非常に問題があるということで、そういった土地、建物を所有しているところの全て土地の所有、建物の所有、全部掌握されて、何らかの行動といいますか、具体的ななんか手を打たれてるかどうかその辺についてはどうでしょうか。

委員長（下井克己君） はい、福田部長。

総合観光部長（福田和司君） 先程も申しましたが、定期的な廃屋なり構造物があるところについて、私も含めて定期的に巡回なりをしておりまして、当然廃屋の場合にはロープなりを張られた状況にあります。それが十分かどうかも含めて、市道の保全という観点から、建設部のほうとも協議をしながら、今後安全面に努めたいというふうに考えております。以上です。

委員長（下井克己君） はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） 最初の検討事項及びその見解ということで、市であっても単なる不法侵入になりかねないという、もちろんそうでしょうけど。もしパトロールするということで、巡視員の方から建物の持ち主の方から鍵を借りた場合には、全部の責任があるわけですね、火事をして鍵を貸してるのに火事をした。だから破



られた。鍵を貸してるのに中破られた。鍵を貸してるのに中のものを取られたということになるから、看板をするか、ロープを張るかぐらいしかないだろうというふうに思っておりますし、市であっても絶対そういうふうなものは、やるべきじゃないというふうに思いますし、こういう面ではですね、ちゃんとしたこのとおりでですねやって頂きたいというふうに思っておりますが、そのほかどねえか方法を、今河本さんが言われるように、自然保護法だとか、秋吉台の国立公園だということも含めてですね、何か良い方法がないのかなというのはほかに検討する余地があるかないか、あとはそれだけですいいね。回答はいりません。

委員長（下井克己君） はい、馬屋原委員。

委員（馬屋原眞一君） 台のほうの話はいいんですけども、私が問題してるのは、鬼笑亭なんですけども、地主さんがいらっしゃいますよね。先程徳並委員が言われたように賃貸料を收受されておって、それまでやられたと。ところが営業も止められて今は入ってないと。それはそれでしょうがないと思いますけども、問題は今から古くなりまして、最近風も強いし、いろんな異常気象が続いておるわけですよ。こういう状況の中で、あの中でいろんなものが飛散して事故が起きた場合ですよ。今執行部が言われるように、お互いにですね地主も市もですね看板は出したよと。頭上にお気を付け下さい。ロープは張ってありますよと。それはそれで良いのかどうなのか、問題は。落下物が起きて、一人なり二人なり不幸な事態になって亡くなる、あるいは、いろんな怪我を負われられるという時に損害賠償はですね、どこが負うのかと。全く負わなくていいということは絶対ないと思う。どこかが面倒見なくてはならないということになります。今みたいに出来ません、出来ませんと言ってですね、これは随分昔からやってると思うんですけども、余りにもお粗末だと私は思います。やはり本当に真剣にあの町の中ですから、当然もういずれですね窓枠が外れたりなんだりして大変なことになりますよ。だからその辺を良く考えてやらないと、いろんなこの逃げ道と言いますか、手法は勉強されるけど、現実には起きたらどうするんかということが一つもされてない。（発言する者あり）いやいや両方ね、執行部も当然言いますよ。地元の地権者に対しても、どういうふうな、こういうことがありますよという指導されてるかどうか。自分らでやるべきだというふうに思われて、それは関係ないというふうに言われるんかどうか、それは分かりませんが、やはりいずれにしても、物事は起きる可能性は大ですから、今後本当にどういうふうにされるのかということをおは本当内部で良く話をされて、ちゃんと我々にもこういう方法で提示もしてありますし、我々はこうしますよとい

うことを言って頂きたい。こういう例がありますよ、こういう例がありますよと、ばっかしでは前に進まないと思います。

委員長（下井克己君） はい、福田総合観光部長。

総合観光部長（福田和司君） 馬屋原委員のご意見というのは重々認識をさせていただいておりますし、決して法的に逃げ道を作って、それを市が正当化しようということではございません。言われるように民地の所有者、地主も含めて本来建屋の所有者が現に存在すれば、当然そこが第一義的に責任を負うわけですが、そこが破産状態になってる中で、言われるように、もし窓枠が飛んで道路上におった人が怪我をしたと。そういった場合には、当然市の管轄で、そこは当然市としての賠償責任が発生するということを先程説明させて頂きましたし、弁護士さんともそういった馬屋原委員が言われるようなお話もさせて頂いた中で、やはり法的な部分、民事的な部分の法的解釈からして、なかなか市がそこまで強制的に入ることは難しいだろうと。先程徳並委員さんから出たように、広谷商店街に限らず、一般の廃屋についても同様の事故というのは予見されるわけで、秋芳洞に入口に限った話ではなくて、廃屋全体の取扱についてどうしたらいいのかというのを全国いろんな自治体が頭を悩まされておりました、これをやったら徹底的にすぐなおるということであれば、うちもすぐ動けるんですが、先程言いましたように、これは地主さんの理解も含めてその辺を今後進めて行きながら、その辺の言われた安全面も含めて、地主さんにもこういったことが起きるんだということも含めて、十分理解を頂いた上で前に進もうというふうな考えをもっておりますので、決して手をこまねいているということ、現状としては何も変わっておりませんので、こまねいていると言われればそうですが、行政としてできることは今少しずつではありますがやっている状況です。安全面についても先程申しましたように、十分に今の安全面が適切かどうかという部分もありますので、どこまでやれば安全性が確保されるかというのがこれもまた難しい問題ではありますが、その辺も含めて良く内部でも調整させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長（下井克己君） 馬屋原委員よろしいですか。とにかく地元の方と良く話をされて、求めていくという方向しかないと思っております。そのためには例えば観光条例を制定するとか、景観条例を制定するとか、そういう方法があるとは思いますが、仮にそれを作ったにしても強制はないと思っておりますので、求めていくのにそういう条例を作ることが前向きに進んでいくのであれば、またそういう条例の制定も

要望したいと思います。はい、林副市長。

副市長（林 繁美君） 今の委員長のほうから言われました条例の制定ですいいね。これが以前美祢地域もあったんですが、ポイ捨て禁止条例というのがあったんですね、ゴミのですね。ただその時に議会の中でも議論して頂いたのは罰則規定がない。それだけなんですいいね。今言う景観条例もいろいろの建築確認等で規制があると思いますが、やはりそれに許認可の問題はそういった許可がありませんから、当初から建てることは不可能なんですいいね。だけど今言ったようにそういった景観条例等で皆さんでやりましょうという条例も、よその事例をみても罰則規定がないから、本当にお互いに協力し合っというところが前提になります。だからもしそれを将来制定するようになれば、その辺も良く議論して頂けたらと思います。

委員長（下井克己君） だからそういう条例を作ればですね、その条例に向かって進んでいく訳じゃないですか。そうすると所有者の方とも話がしやすくなるかなという思いをもって、ちょっと条例という話をした訳なんですけど、まだ美祢市にはございませんので、観光条例もまだ制定しようという話はありませんが、何も出ておりません。ただ、今の看板建てたりロープを張る処置はできるとはありますけど、まだ処置はされてはいないわけですかね。まだその辺で地元の方との話を持たれたことはあるんですかね。はい、福田部長。

総合観光部長（福田和司君） 鬼笑亭の前につきましては、一応そういった若干の対応は現状でもされております。黒谷のほうについてもですねされておる部分もありますが、今の状態が十分ではない、もう少しやったほうがいいというふうな思いももっておりますので、そこら辺も含めて良く地元ともよく協議させて頂きたいと思っております。

委員長（下井克己君） 地元との協議をよろしくお願いしたいと思います。ほかに。はい、萬代副委員長。

副委員長（萬代泰生君） 確かに今の説明で非常に難しいというのはよく分かりました。この観光地域だけじゃなくて、市内も各地域において最近廃屋が大変増えてきている状況にあります。やはり市とすれば、その廃屋に起因して事故が起こりかねないと。例えば台風やなんかで飛ばされて、また周辺の人に迷惑がかかるというふうなことでそこら辺の注意を呼びかけるというか、そういったことが必要になってるんじゃないかというふうに思うんですよね。確かに。建物については個人の所有物ですから、その個人の所有物に起因して周辺で事故が起これば、当然その所有者の責任ということになるでしょうけど、そういった注意を持ち主さんに呼びかける

というか、そういったその情報を年に何度かは、例えば台風が近づいてくるとか、そういった時期に所有者に注意喚起をお願いをするような広報活動を続けていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。今地元といろいろと協議を進めて行くというふうな話をされましたけれども、市内全域においてその廃屋が発生してる状況を見れば、当然そちらにおいても事故が発生する可能性は十分にあるわけですから、その持ち主に注意を喚起するというふうな、例えば広報紙を使って気を付けて下さいぐらいの呼びかけは必要じゃないかというふうに思いますが、如何でしょうか。

委員長（下井克己君） はい、林副市長。

副市長（林 繁美君） 市内全体を見ての廃屋が多いということのご意見ですけど、台風シーズンとかそういった時期に入る前に、全市的に広報等を使っての啓発はできると思います。但し、その時期にそれと同時にやはり区域内、地区内、集落内でもやはり区長さん等が中心となって、よりきめ細かい注意もできるんじゃないかと思しますので、そういった地区の区長さん等の協力も頂きながら注意といえますか、そういったものをお伝えしたいと思えます。

委員長（下井克己君） はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 今、副委員長さんのほうから市内全般についてのご要望と言いますか、ご気づきが示されたんですが、ちょっと2件ほどその関係で申し上げたいと思えますが、一つは桂岩小学校の校区内のところにですね、皆さんご承知と思えますが、非常に大きなお家が廃屋となっておるわけです。これについて昨年地元のある同年配よりか少し若い人から話がありましたので、関係機関に参りました。そして書類ももらいました。市のほうにも参りましたし、そしてこれは国のほうの施設でしたが、行っているいろいろ勉強してきたんですが、一番問題はですね、廃屋の土地の所有者の名前はちゃんと残っておるわけですね、台帳に残っておりますが、問題はそのいわゆる後継者、言い方が悪いんですが、今どこにおられるか、その子どもそして孫に当たる人、あるいは兄弟が今どこにおられるか、この事実を確認してその書類を集めるのが非常に厳しくて、とうとう一つはそのままになっておるのがあります。地元も非常にですね不安に思っておられるわけですが、どうしようもないという状況ですが、今まだ一生懸命二、三の人とあれしておりますが、なかなかそれ以上進まない状況です。それともう一つはですね、これその近く下郷小学校の近くの橋を渡った手前のところにですね数年前に学校に行った時に、今も小さい小屋が道路際に竹藪の中に1軒あります。以前もう一つ小さいのがあったわけで

す。子どもたちが非常に登下校時、あるいは車の運転される方も非常にですね、これ先程も話がありましたように、台風が来たり、大雨が降ったりした時危ないということで、特に子どもたちもどうしても歩道のほう通らずに、逆のほう通って帰る子もおったわけですが、これについてちょっと学校から相談がありまして、すぐ市のほうに行きまして、まだ合併前でしたかなあれば、役場のほうに行って話をし、更に美祿署のほうにも行きましたし、美祿署のほうで交通安全上の問題を一番の頭に持っていったいいかという話をしたら、それはいいと。子どもを守るためには良からうということですね、すぐたまたまその所有者がこの近くと言いますか県内におられて、すぐその建物を除けてもらったことがあるわけです。ですからこれは防犯上と交通安全上のことでやってもらったんですが、やはりですね今言われたようにある程度いろいろな中には家族、子々孫々に至るまでのことでいろいろありましたですけども、地域の安心・安全のためのことを思っているのお願いすればですね、かなり親戚の人あるいは関連した人達も協力してくれると思いますので、是非この件やって頂けたらというふうに思います。以上です。

委員長（下井克己君） とにかく地元の方と所有者の方とか、いろいろお話をして頂きたいと思います。それしか今ないと思います。それと看板、ロープ等については、当然パトロールされてるようなんで、チェックされて危険な箇所があれば看板、ロープをして頂きたいと思います。廃屋ホテルについてはこれでよろしいですかね。きょうは。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 先程、福田部長からお話がありましたが、安全面から言いますと、後段に説明がありましたように、裁判を起こされて判決に勝ち、建物の撤去費用を市が全額負担してでも撤去するというのが一番確実に安全なのではないかと思うんですけども、これに対する試算ですね、費用。それはされてますでしょうか。

委員長（下井克己君） はい、福田部長。

総合観光部長（福田和司君） 直近での試算というのはございません。ただ特別代理人を立てる費用、これにつきましては50万程度はかかるんじゃないかと。それと廃屋の撤去については、以前、7、8年前に一度鑑定をいただいております金額はございますが、それはアスベストを含んでおりませんで、その辺も含めると、やはり5,000万から1億に近い金がかかるんじゃないかというふうに試算をその当時受けております。以上です。

委員長（下井克己君） よろしいですか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今後、高齢化に伴って、今現在ある廃屋がですね更に私は急速に増えてくると思うんですよね。そういった時に美祢市中に廃屋が目立ってしまって対応ができなくて何時までもあるということでは、やっぱりいけないと思っております。それで全国的にこの廃屋に対してのこの撤去とか処分とか、そういったことができる先進地の自治体が私あると思うんですよ。だからそういったところに今後しっかりと行って頂いて、調査研究して頂いて、また何らかの結論をこういった場でして頂ければ良いのではないかと、そのように思っておりますけれども、その点についてどうでしょうか。

委員長（下井克己君） はい、福田部長。

総合観光部長（福田和司君） 今のご質問でございますが、観光地の観光部の廃屋に限った話ではないと思いますので、私が述べるのもおかしいんですが、全庁的に関係課ともその辺の協議をした上で、言われましたように先進地も参考にしながらやっ行ってこうとは考えております。以上です。

委員長（下井克己君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（下井克己君） それでは次の2番の昨年9月にジオパークに対して中間報告をしました。その結果の進捗状況をお願いしたいと思います。はい、古屋ジオパーク推進室長。

総合政策部ジオパーク推進室長（古屋壮之君） されでは昨年9月以降のジオパークに関する進捗状況についてご説明させていただきます。昨年以降まず、ジオパークに関する取り組みにつきましては、本年3月に策定されました美祢市総合観光振興計画、この中の重点項目の一つとして挙げられております。それを基に進めるに当たりまして、本年4月1日をもって総合政策部地域情報課内にジオパーク推進室、これは職員全て兼務ではありますが6名の配置を行っております。その後、本年5月1日付けをもちまして、日本ジオパークネットワークこちらのほうの準会員として参加をいたしたところでございます。以降、糸魚川市、また山口大学の永尾教授、それとあと日本ジオパーク委員会の事前相談等、観光振興課、また文化財保護課の職員等共に研鑽を積んでまいったところでございます。ようやくこの15日にジオパークを進めるにあたっての第一歩としまして、みねジオパークシンポジウムを開催することになりました。こちらのほうは日本ジオパークネットワーク事務局、これは糸魚川市になるのですが、そちらのほうから1名と、ジオパーク認定に関する審査機関、それは日本ジオパーク委員会というものがございまして、そちらの事務

局のほうから1名、合計2名の講師をお迎えして、基調講演を行うこととしております。またそれにあわせて、村田美祢市長、科学博物館の藤川学芸員、美祢市で活動されております美祢市地旅の会会長田原さんをパネラーとして迎えまして、パネルディスカッションを行うことになっております。現時点でそのシンポジウムのほうの参加者につきましては約250名程度確保されておりますが、来福センターの収容人員、定員が300となっておりますので、現在まだジオパーク活動に関わることができるのではないかとこの団体のほうにも声掛けを引き続き行っておるところでございます。またこのシンポジウムを開催することによりまして、美祢市民の方がジオパークとは何かということを知っていただくことをきっかけにしまして、年が明けて1月、また2月にまたちょっと掘り下げたセミナーの開催する予定にしております。こちらのほうにもどんどん参加頂きますして、市民の意識啓発のほうに努める予定になってます。その後本年度の大きな目標でございますが、ジオパーク推進協議会を3月を目途に立ち上げるよう現在準備を進めております。こちらのほうの協議会の開催につきましては、先程申しました観光振興計画こちらのほうに出ている想定を参考にしながら現在検討を進めております。また3月に協議会を立ち上げることとなりますが、それ以降1年かけて、さまざまなガイド活動、また教育活動、いろんな分野についてセミナー等随時開催するよう現在準備を進めておるところでございます。それとあと観光振興計画のほうのスケジュールのほうで、日本ジオパークの認定が平成24年度で今掲載されしております。しかしながら先程申しましたように山口大学、また日本ジオパーク委員会等々お話をさせていただくにあたりまして、なかなかそうすぐ認定というには至らない、まだまだ地域の底からの活動、機運の醸成が必要であるということから、一応24年度はちょっと困難かとは思っておりますが、なるべく早い時期に日本ジオパークのほう認定受けられるように努力して参りたいと思っております。簡単ではございますが、昨年以降の経過、また今後の予定についてご説明させていただきました。

委員長（下井克己君） 皆さん何かご意見ございませんでしょうか。すいません私のほうから一つ。当然協議会を設置するとなると、この中に市民の会というのもおもてなし部会と言うんですかね、ここにたくさん書いてありますけど、私もいろんな会に所属はしてるんですけどその話を何も聞いてません。そんな状態で3月立ち上がりますか。はい、古屋ジオパーク推進室長。

総合政策部ジオパーク推進室長（古屋壮之君） 一応ジオパーク自体、美祢市全域を対象、エリアとして制定することは想定されます。特に秋芳地域につきましては

は、ガイド団体等々活発に活動されておるとこなんですが、残る美東地域また特に美祢地域については近代産業を支えた石炭炭田跡等、こういった地域の活動というのが不可欠になります。なかなか秋芳地域の方々は認識が深いとは思っておりますが、こちらの美祢地域、美東地域についてはまだまだ認識が浅いというふうに私も思っておりますので、今回のジオパークのシンポジウムを契機に、参加された方々または活動として参加が見込まれる方々に、今回のシンポジウムは観光協会主催ではございますが、協会のほうともあと観光振興課また文化財保護課とも連携しながら、団体の声かけに努めて、最終的に3月にはある程度の形ができるように努力して参りたいと考えております。以上です。

委員長（下井克己君） 3月に先程立ち上げる目途にと言われたですね。それじゃ立ち上げますよまでしかいかないんじゃないですか。3月には。はい、古屋ジオパーク推進室長。

総合政策部ジオパーク推進室長（古屋壮之君） 一応協議会自体は、規約等々で整理されれば何とか設立までにはこぎつけるであろうと、部会等もまず代表的な団体さんの参加を得て、形作ることは現時点では可能ではないかと。設立以後その部会の活動の中でどんどんまだ参加されてない国体の方々、また一般市民の方々を取り込んでいながら活動の成熟が図れるのではないかとこちらのほうでは考えております。以上です。

委員長（下井克己君） すいません、私ばっかし言って申し訳けないんですけど、糸魚川に行かれたと思います。糸魚川の協議会の構成団体とこの観光振興計画の推進協議会の構成団体、これは糸魚川で言えば市民の会ですよ全て。これが協議会とは私は思ってないですよ。協議会とは書いてありますが。あくまでも糸魚川に勉強行って、我々も行きました。建設観光も行きました。その中で構成団体のメンバー表も持ってます。前回の時資料いただきましたので。それと協議会のこれに書いてあるの比べると、これはあくまでも市民の会、糸魚川で言えば市民の会の構成メンバーですよ。私が言うのは日本全国にアピールするための協議会でなければならぬと思っております。だから糸魚川を参考にされるべきじゃないかと思うんですが。その点如何でしょうか。はい、古屋ジオパーク推進室長。

総合政策部ジオパーク推進室長（古屋壮之君） 一応協議会の体制については、糸魚川市さんは今美祢市の観光振興計画の中に位置付ける広告宣伝部会、おもてなし部会、企画部会等々、これを一体にしたものが市民の会ということで、12団体の参加で行われております。糸魚川の場合は、その市民の会の代表者を含めた30団



体、これは国・県等々の機関含めるんですが、30団体のほうで協議会が構成されております。そのほかの糸魚川以外のジオパークの協議会等に目を移してみますと、最近世界ジオパークのほうに認定を申請しております隠岐ジオパーク、こちらのほうの協議会は、私ども美祢市観光振興計画のほうのこういった部会制をとっておられるところも日本ジオパークの中には半数ぐらいあると言うふうに認識しておりますので、やはり現在計画のある観光振興計画の素案をベースに考えていきたいなと考えています。以上です。

委員長（下井克己君） すいません私の記憶違いだったら申し訳ございません。これができたあとに、糸魚川に研修に行かれたんじゃないですかね。だから糸魚川、私は糸魚川が一番最初に登録されましたので、そこをちょっと理解してるんですけど、これをいろんな方々と話した時には、まだ糸魚川さんの構成団体の資料というのはなかったんじゃないかと思ってるんですが、どうでしょうか。古屋ジオパーク推進室長。

総合政策部ジオパーク推進室長（古屋壮之君） 一応観光振興計画を作成したのは観光振興課になる訳なんですけど、その計画を作る前に既に糸魚川のほうに観光振興課のほうから研修に行かれたということも聞いております。それを踏まえてこの計画ができあがったということで、今この素案を尊重したいというふうに考えております。

委員長（下井克己君） はい分かりました。私の記憶違いだったようです。皆さん何かご意見ございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 2点ほどお尋ねします。一つは自然遺産として保護し活用するための自然遺産の範囲を、この美祢線を境に東がカルスト台地、西のほうは石炭いわゆる炭坑ですね。今市のほうでは全市的なエリアを考えておるということになると、かなりこの地質遺産が一つでない、二つの分野にわたっている。この辺の捉え方について今少し説明、こういう価値があるからという。それからもう一つは推進母体になるそういうこの組織なり団体は、この自然遺産を商品として売ってはならないとこういう前提があったやに記憶しておる。一番今市民の不安は、商店街等お土産品としてのそういう大理石加工品が販売されてる。こういったものの規制というものがどういうふうになっていくのか、これが一番の市民の皆さん関心があり、いろいろ問題があるんじゃないかならうかと思っておる。この辺に対するクリアはどう考えておられるか。この2点について。

委員長（下井克己君） はい、古屋ジオパーク推進室長。

総合政策部ジオパーク推進室長（古屋壮之君） 河本委員のご質問にお答えします。まず1点目の自然遺産としての地質の多様化ということがあります。河本委員さん言われるように、美祢線を挟んで西側黒の歴史、石炭ですね。東側がカルスト台地の白の遺産。更に美東地域に行けば長登銅山、これは赤と最近言われてますが、地質としては三つ、大きく三つでいろんなこれからストーリーづくりができるのではないかとこのように考えています。そういった地質を元に、この地域で育まれた歴史文化等々話を広げて行く中で、そういった文化団体、保護団体、そういった活動を強化する中で、最終的にジオパークの認定という道が開けると認識しています。それと、2点目の特に大理石加工の販売等なんですが、日本ジオパーク委員会ともお話をさせていただくこともあるんですが、なかなか線引きが非常に曖昧な部分もあります。特に糸魚川市さんのほうでは、美祢市同様石灰産業、宇部興産等々と同じような産業がある訳なんですが、ジオパークのサイト、ポイントとしてはその部分はずしておると。ジオパークのガイドラインのほうで、特に通常工業用、家庭用として採掘されるもので、国際法、あと国内法の規定対象となっている物質と言いますか、宝石等については、制限される対象ではないという部分もあります。この解釈自体が審査する側の委員の考え方一つということもありますので、その辺についても、できるだけ早い時期に明確なラインを、特に大理石加工品を生業とされてる方々に対しましても、情報を流していきたいというふうに今考えております。以上です。

委員長（下井克己君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 最初の範囲の問題。地質遺産として指定したい範囲の中で、全国的にもほとんどが火山地形における特色あるこの遺産、高知県のいわゆる海岸地形、隆起海岸の地層としての特徴とフォッサマグマのいわゆる中央構造線の特色糸魚川というような形で、それぞれ焦点をきちっとしておられる。今三つの地質構造と言われましたけど、三つじゃなくて二つだろうと思うんです。というのは、大理石関係、石灰岩関係と石炭、長登りが赤と言われたけど、これは赤色鉱山ですから長登だけではなくして、いわゆる銀や銅、於福銅山、こういったのはまた大理石も同じように変成岩ですね。だからこれは一つのエリアと考えるべきであるし、そういう一つのまだ認定に関するきちっとした概念、エリアの概念、そのエリアの中で何が売り出しになっていくか、地質として価値があるかという、そういうものを今一つまだアピールが足らんのじゃないかと。何だというね。例えばこの珊瑚によって赤道近くで作られた珊瑚礁、これがこの地にどうして運ばれたか、プレート

説がいろいろありますけど、そういう一つの日本列島の屋台骨になったんだとか、これを調べることによって日本列島の生い立ちにかなり科学的なメスが加えられるとか、そういった特徴をきちっと今までの研究の成果を市民にも訴えていって、こちらのほうの石炭の鉱についてはこういう価値があるという、その辺の価値の認識というのがまだ共有化されてないんじゃないか、これが一つ。それから今三つと言われたけど三つについての考え方はもう共有化されているんですか委員会で、その辺をお尋ねします。

委員長（下井克己君） はい、古屋ジオパーク推進室長。

総合政策部ジオパーク推進室長（古屋壮之君） 一応ジオパークとしてのエリアについては、美祿市全域をする。最低美祿市全域で設定しないと日本ジオパーク、また最終的に世界ジオパークに打って出る際には、さすがに規模が小さいということでしたので、現時点では美祿市全域をエリアとして設定するようにしてます。冒頭で若干説明させていただきましたが、さすがに地質学等々になりますと専門的な知識を持っておられる方が必要になります。そのため今文化財保護課に所属する学芸員、特に秋吉台周りについては藤川学芸員ほうがかなり知識を有しておるということですので、文化財保護課の学芸員と連携して話をしていく中で、そのジオパーク内の見所、ジオポイント、ジオサイトというのがあるんですが、その設定について今どこが良いかとか、設定するにあたっての、いろいろ全てが市の所有地等々であれば良いのですが、特に美祿地域のほうの炭田跡になりますと、宇部興産等々の普通に観光するにあたっての入山許可と言いますか、許可等必要となって参りますので、その辺も含めて文化財保護課と今協議させていただいております。以上です。

委員長（下井克己君） はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 今懸念されるのは美祿市全地域と言われて、その重要な地質遺産を鉱山開発というか、大規模な日本を代表するいわゆるこの石灰石鉱山がある。この辺との関わりをどのように共通理解していくか。こういった保護と開発という、開発ということはジオパークじゃない。保護と活用、活用というのは鉱山開発も活用の一つではあるけれども、これは破壊ですよ。自然遺産の破壊です。なくなっていくんですから。その辺の捉え方どういうふうにしておるか。（発言する者あり）

委員長（下井克己君） はい、古屋ジオパーク推進室長。

総合政策部ジオパーク推進室長（古屋壮之君） 先程若干触れさせていただきましたが、ジオパークに認定に関するガイドライン、こちらのほうであくまで開発行為

は自然遺産の破壊、こういう認識は統一された認識であります。その中で除外される文面がございまして、ちょっとその辺そこは抜粋させていただきますと、通常工業用あるいは家庭用として採掘され、国際あるいは国内法規の規制対象となっている物質については、そういった営みは除外されるということを書かれております。ですから、ジオパークのエリア内にそういった大規模な採掘場が、これは糸魚川のほうにもございまして、ジオパーク内の見所、サイトからそちらの区域をはずされているということをお聞きしております。ですから、美祢市におきましても宇部興産、秋芳鉱業等々の数事業所あるかと思いますが、こちらで採掘されてる区域についてはジオサイトには設定しないという方式で取り組んで行きたいと考えております。あと付け加えになるんですが、15日日本ジオパークネットワーク、あと日本ジオパーク委員会のほうから講師としてきて頂きます。その際に翌日になりますが、美祢市で今ジオサイト、ジオポイントとして設定しようとするところを、実際に見て歩いて頂くようには段取りもしております。その中で一番目につきやすい宇部興産伊佐セメント工場の辺りを見ていただく中で、いろいろと話をお聞きしたいというふうにも考えております。以上です。

委員長（下井克己君） ありがとうございます。すいませんもう一つ、きょうこの件ジオパークに関しては進捗状況ということでお聞きしておりますので、あと規約も当然それぞれ協議会なり、市民の会なり作らなければいけないんですけどある程度案はできておるのでしょうか。はい、古屋室長。

総合政策部ジオパーク推進室長（古屋壮之君） 一応協議会ないしここでいう、計画上でいうところの部会等々の規約につきましましては、先進事例多々ございます。そういったところの情報を入手しておりますので、そういったものを参考にしながら、美祢地域に一番適合する規約を今作るように準備しておるところでございます。以上です。

委員長（下井克己君） はい、ありがとうございます。3月を目途にということなんで、早急な手続きをお願いしたいと思います。ジオパークの進捗状況につきましてはこれで終わりたいと思います。あとその他というふうにしておりますが、その他に何かございましたら。はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） 先程、副市長さんのほうから例の廃屋の件がありまして、私たまたま25、6戸の自治会、区長をしております。一番問題は確かに私ども見よっても農家の方で住んでおられない家があります。やはり一番問題は限界集落がありまして、その集落の中では相当住んでおられない家もあります。その辺でやはり

秋芳洞の商店街等の問題もありますが、その辺も含めて総合政策部長もおられますので、調査なり、今後の進展について十分な検討をお願いをしたいということで、要望です。

委員長（下井克己君） 分かりました。要望ということでお聞きとどめ下さい。先程室長も申しましたけど、12月15日にシンポジウムがありますので、皆さんこれ配付されておるとおもいます。18時30分より来福センターでございます。是非行って頂きたいとおもいます。これは市民会館からバスが出るようになっております。美東・秋芳からも出るようになっておりますので、そのバスに乗られる方は裏に申込用紙があります。これまだ間に合うんですかね。（発言する者あり）大丈夫ですか。あと室長なりのほうに言って頂ければバスに乗るように。来福センターです。それでは皆さん大変お疲れ様でした。本日はこれにて観光交流推進特別委員会を閉じたいとおもいます。お疲れ様でした。

午前10時45分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月8日

観光交流推進特別委員会

委員長

下井克己